

## 富士見市特別職報酬等審議会会議録

開催日	平成30年12月26日(水) 午後1時30分～午後3時45分
開催場所	富士見市役所2階 市長公室
次第	<p>1 開会</p> <p>2 審議会委員委嘱状交付</p> <p>3 市長あいさつ</p> <p>4 委員紹介</p> <p>5 会長選出</p> <p>6 会長あいさつ</p> <p>7 審議 依頼事項 (1) 特別職の期末手当の改定に関する意見について</p> <p>8 閉会</p>
出席者	<p>会長 清水 実(富士見市社会福祉協議会会長)</p> <p>委員 柳田 政男(富士見市商工会長)</p> <p>委員 鈴木 徹(JAいるま野みずほ台支店長)</p> <p>委員 仲田 政司(埼玉りそな銀行鶴瀬支店長)</p> <p>委員 吉川 英亨(南畑郵便局長)</p> <p>委員 日鼻 靖(富士見医師会会長)</p> <p>委員 長坂 靖夫(鶴瀬地区)</p> <p>委員 渡井 善治(南畑地区)</p> <p>委員 大久保勇次(水谷地区)</p> <p>委員 細田 福三(水谷地区)</p>
傍聴者	なし
配布資料	<p>資料1 地方公務員の給与改定の手順</p> <p>資料2 平成30年人事院勧告給与勧告の概要</p> <p>資料3 近年における消費者物価上昇率</p> <p>資料4 報酬等に関する当市の改定状況</p> <p>資料5 期末手当に関する人事院勧告と当市の改定状況</p> <p>資料6 県内40市の期末手当等支給月数</p> <p>資料7～9 県内40市の特別職の総収入順位表</p> <p>資料10～12 県内40市の市議会議員の総収入順位表</p> <p>資料13 人口・財政規模等が類似している他の地方公共団体の比較</p> <p>資料14 議会議員の活動状況(審議日数)</p>

1 開会

2 審議会委員委嘱状交付

《市長から各委員に委嘱状を交付》

3 市長あいさつ

《省略》

4 委員紹介

5 会長選出

委員からの推薦がなかったため、事務局から清水委員を推薦したところ、本人及び各委員の了承を得ました。

6 会長あいさつ

《省略》

7 審議

《総務部長から清水会長に対して、富士見市特別職報酬等審議会への依頼書を提出》

別紙1の通り

会 長 忌憚のないご意見をいただければと思います。それでは、事務局から資料の内容説明をお願いします。

《事務局による説明》

会 長 事務局から説明を受け、意見を求める事項であります議会の議員並びに市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数の見直しに関しまして、ご意見やご質問等がありますか。

委 員 昨年は諮問・答申というかたちでしたが、今回は依頼となっています。この違いは何ですか。

事 務 局 条例上は報酬（本給）が審議会の審議事項ですが、今回の審議対象は期末手当であり、本来の趣旨とずれるので、依頼とさせていただきます。

委 員 本日決めた内容は、どのようなかたちで市長へ報告されるのでしょうか。

事 務 局 回答として文書で報告させていただきます。

会 長 それは諮問・答申ということでしょうか。

事 務 局 名称は変わっていますが、実質は諮問・答申と同じ位置づけと捉えていただいて構いません。条例上では審議会の対象事項は本給となっており、昨年度も期末手当については「その他」として審議していただきました。昨年度は本給の方に議論が集中し、期末手当は引き続き協議することとなったため、今回は期末手当を対象に開催させていただきました。

委 員 最終的には議会を通して決定することになるかとは思いますが、今回審議した結果が反映されるということでしょうか。

事 務 局 他市でも多くが審議会の対象は本給となっており、期末手当は諮問事項ではありませんので、必ずしも審議会に諮らず、職員と同じ割合として議会に出しているようです。ただ、本市では市長をはじめ、期末手当も審議会で見解を聞いたうえで決めたいという意向もあり、今回も審議していただいた結果を踏まえて、期末手当に反映させていきたいと考えています。

委 員 資料5を見ると、平成16年度までは特別職と職員の支給月数が同じでしたが、17年度以降ずれが生じています。これはこういった経緯で変わったのでしょうか。

事 務 局 人事院勧告やその時々状況を踏まえて審議した結果、特別職については据え置くという判断をした時もあり、一般職と特別職の月数に差

が生じています。

委員 当時は市民感情等も考慮し一般職は上げたものの、特別職については控えたということでしょうか。一般職と足並みをそろえるとまではいきませんが、例えば今後10年かけて上げる、といった検討はすべきかもしれません。

委員 資料6から、特別職の支給月数は、さいたま市や新座市は3.3、川口市は3ですが、これらの市も最終的には一般職と同じ4.4に合わせていくといった動向はあるのでしょうか。

事務局 これらの市は、国の指定職の支給月数を用いているようですので、それに合わせて改定することになるかと思えます。

委員 現状、県内40市中26市が4.4月となっています。このままでは他市ともどんどん乖離し近づけるのも難しくなってきます。検討するにはいいタイミングかと思えます。

委員 期末手当の月数を上げた場合のデータは何かありますか。

事務局 現状の順位づけは資料7から12に載せておりますが、例えば一般職と同じ0.05月上げた場合、総収入で市長は県内32位から29位に、同じく副市長は31位から30位、教育長は32位から30位となります。また議長は、27位から26位、副議長、議員はともに26位のままと、全体的に大きくは変わりません。

委員 資料5で、平成21年度に暫定凍結として下げていますが、これは経済状況が変わったら解消するというのでしょうか。

事務局 平成21年度はリーマンショックの影響があり、例年年1回の勧告を先行して5月に行った特殊なケースです。当時の経済状況から大幅な改定が見込まれたため、5月に暫定的に引き下げ、8月にもう一度行い完結したものです。

委員 一般職は近年徐々に上がっていますが、特別職は変わっていません。ずっと据置きだったので一般職との差が不自然な状態に見えます。今の経済状況を踏まえると、是正の必要はあるかと思えます。

事務局 現状は一般職と特別職、議員で支給月数の差が生じています。これは過去の検討を経てきた結果ですが、一方で県内では過半数の市が一般職と特別職で同一水準という状況もあります。この状態のままが望ましいとは考えておりませんし、いきなり職員と同じ水準に上げるのも過去の経緯を踏まえると難しいのではと思われれます。そこで、今後の方向性として、将来的には一般職の水準に近づいていければと考えております。

委員 平成21年度は5月に引き下げ、8月にまた下げています。これは何

か意味があるでしょうか。

事務局 先程の繰り返しになりますが、リーマンショックによる影響が大きいということで、例年1回で行うところ2回に分けたものです。5月と8月の勧告はそれぞれ6月と12月のボーナスで引き下げを行うため、この年は異例の対応でした。

委員 リーマンショック後、景気が回復してきても、特段の見直しを行っておらず、そこが問題なのではないでしょうか。

事務局 他市のように審議会を通さず改定していれば人勧に伴い上がってきたでしょうが、当市では期末手当も審議会で見直しを伺いたいということで、据置きといった結果になっています。ただ、ここ5年は一般職の月数が上がってきているので、特別職についても今後に向けて一定のルールを整理できればと考えております。

委員 過去にリーマンショックによる引き下げがあったものの、近年は景気も回復しています。一般職は増改定が続いているということですが、これは高いレベルの市民サービスにつなげるためにも、理解できます。一方、特別職についても市の行政や市民によりよいまちづくりに取り組んでもらうためにも、本来であれば一般職と連動するべきとも思います。据置きというのはその時々々の審議会の判断ではありますが、今後に向けて、一気に引き上げるのではなく、段階的に上げていき、数年後に一般職と足並みを揃えるといった方法なども検討してみたいのではないのでしょうか。

委員 市の財政力指数はどうなっていますか。

事務局 近年は上昇傾向にあります。24年度は0.749でしたが、29年度は0.798となっております。

委員 地域によって様々な課題を抱えており、人口規模や事情が異なることから、その時々々の状況によって臨機応変に考えていくべきだと思います。景気が良ければボーナスアップでもよいが、今後10年間でどうするといったことは今の時点で決めなくてもよいのではないかと思います。

委員 特別職も増額というのは構いませんが、一般職と横並びというのは適当ではないと考えています。

委員 市長等の本給自体はある程度高いので、0.05月、0.1月といったベースアップはいいのかなと捉えています。

委員 資料13を見ると、人口が同程度のふじみ野市と比較すると、市長等の本給は富士見市の方が高いが、ふじみ野市は期末手当が4.4月となっています。期末手当を上げて順位がそれほど変わらないのであれ

- ば、一気に一般職の月数に合わせてもいいかとも思います。
- 委員 期末手当を上げることについては反対ではありません。市の財政改善に向けて抑えていた部分があれば見直してもいい時期ではないでしょうか。あまり低くなるとモチベーションが下がるので改定も必要ですが、ある程度時間をかけて行った方がいいかとも思います。
- 事務局 今後を見据えたときに、一定の考え方を整理し、来年度は今年の人勧に基づき 0.05 月増、来年以降も審議会を行わず人勧に基づいて改定するというのも一つの方法と考えています。他にも、一気に一般職と同じ月数にする、一般職と同じでなくてもよい、といったいろいろなご意見はあるかとも思います。
- 会長 一気に一般職と同じにするのではなく、段階的に合わせていく方がいいかとも思います。
- 委員 一般職は職員数を抑えて頑張っていると思います。特別職については、人口微増、税収の減、といった市の事情もあるので、一般職とは別に考えるべきです。定期的に上げるのではなく、審議会を開いてその時の財政状況等を踏まえて決めていくべきだと思います。
- 事務局 特別職の報酬は今年度上げているので、審議会は今後経済状況が大きく変わったら開くことになるとは思います。期末手当については必ず諮問すべき事項ではないので、今回一定の考え方を整理して今後はそれに基づき改定を行うこととし、何か大幅な変更等があれば審議会にお諮りするといった方法もあるかとも思います。
- 委員 今回は具体的な数字は決めないということでしょうか。
- 事務局 例えば、来年度は人勧の一般職と同じ 0.05 月増額とし、今後も人勧に基づいて改定を行い、将来的には一般職と一致させるというのも一つの考えかとも思います。
- 委員 今回は 0.05 月増という案になりますか。
- 事務局 改定の考え方の整理になるので、この審議会で、仮に今後は職員の改定幅と同じとするといった回答が出るとすれば、来年度は 0.05 月の増、その後も人勧に基づいて改定を行っていくことになると思います。
- 委員 今後数年間のことを今決めてしまうのではなく、その都度人勧や市の財政状況などを踏まえて考えるべきだと思います。
- 委員 一般の会社は一年一年見直しており、業績が下がれば役員報酬も下がります。特別職は経営者みたいなもので、本来は毎年情勢を見て決めべきではないでしょうか。改定幅の大小については審議会で考えればよいと思いますが、現状の 3.85 月は低いように感じられるので、

- 多少上げてもいいとは思いますが。
- 委員 職員と同じ改定幅にするのであれば、審議会は必要なくなり、位置づけが曖昧になってしまうように思います。
- 事務局 さいたま市では条例上で期末手当も審議会の対象に含まれていますが、当市では条例に定めておりません。和光市でも、本給は諮問、期末手当については意見というかたちで審議会議に諮っているようです。
- 委員 他市でそうした条例がなくても、富士見市で独自に定めてもいいのではないのでしょうか。
- 事務局 審議会議を毎年やることを前提とするのであれば、それも一つの方法かと思われまふ。
- 委員 この審議会議で今後数年間のことを決めて継続していくとなると、途中でノーという人もいなくなってしまうと思います。それならば、年1回審議会議を開いて、今より詳細な市の財政状況等の資料を出してもらって議論をした方がいいのではないかと思います。
- 委員 特別職の期末手当の支給月数は、リーマンショックの後下がったままですが、それもその当時の委員が審議会議で検討した結果です。それを考えると、定期的に審議会議をやること自体意味があるのではないかと思います。
- 委員 特別職についてはオートマチックにせず、審議会議でのチェック機能を働かせることもいいかと思ひます。資料13で人口1人当たりの特別職の報酬等を見ると、富士見市やふじみ野市は効率がいいように見えます。他市と比較しても期末手当を増やすことに異論はありません。来年度は人勧ベースで0.05月増やすことを基本に考えてもいいかと思ひます。
- 事務局 まず、来年度については、今回の人勧に基づき0.05月増、それ以降は人勧等を踏まえて毎年審議会議を開いてチェックをしていく方法もあるかと思ひます。
- 委員 審議会議で審議する対象が本給と期末手当の2つありますので、本給は市の状況を踏まえて審議を行い、期末手当については人勧に準じて決めることとして、審議対象を本給に絞った方がいいのではないかと思います。
- 事務局 他団体ではそういう考え方が多いようです。和光市は今年度一気に一般職に合わせましたが、今後は一般職に準じたいと考えているようです。県内でも過半数の市はそういう動きにシフトしているようです。
- 委員 昨年度の審議会議で報酬を引き上げていますが、その時に決めておくべきだったのではないのでしょうか。

事務局 昨年度は本給の議論で時間が割かれてしまい、期末手当は十分な議論ができないまま引き続きの検討事項となりました。本給も毎年は審議していませんが、期末手当については審議するところ自体があまりないようです。

委員 定期的に審議会を開催し、時間をかけて議論していくべきではないかと思えます。

委員 事務局は一般職と同じ4.4月に統一したいのでしょうか。

事務局 いきなり上げてしまうと影響が大きいので難しいと思えますが、ただ、現状乖離はあるので、一つの指標として人勸を用いる方法もあるかと思われます。一般職と特別職は違いますが、人勸に基づき一般職と同じ幅で改定していくのも一つの方法として考えられます。景気や行政課題など、何かしらの変化があれば、必要に応じその時々で判断されるものと思えます。

委員 今回引き上げることに異論はありませんが、今後人勸に合わせて自動的に上がっていくというのは賛成しかねます。期末手当を含めて審議会を行うべきで、審議会を経ずに自動的に改定されるのは望ましくありません。財政状況など考慮して決める必要があると思えます。

会長 これまでの議論の流れから、今回の人事院勧告に基づいて支給月数を引き上げることについては、皆さま異論なさそうです。また、今後については、その都度審議会で検討するべきとのご意見がありました。この方向で回答をまとめたいと思えますが、よろしいでしょうか。

《異議なしの声》

事務局 それでは、回答案を準備しますので、10分ほど休憩をお願いします。

《休憩》

《再開》

会長 再開します。皆様のお手元に、休憩前に検討した審議内容をもとに、回答案を提示しました。事務局から回答案の朗読をお願いします。

《事務局朗読》

事務局 補足説明になりますが、今年的人事院勧告に基づく0.05月の増は了



承されたものと判断し、平成31年4月1日以降の期末手当について改定を行います。なお書きの部分については、今後は人勸を踏まえ据置き以外の変動が生じた際には、審議をさせていただきたいという趣旨です。

**委員** 0.05月というのは資料2にある改定分の引き上げで、平成31年度だけということでしょうか。

**事務局** 具体的に言うと、特別職は3.85月から3.9月へ、議員は4.05月から4.1月になります。次年度以降については、人事院勧告が出た際に改めて審議会での検討をお願いしたいと考えております。

**会長** 審議会として回答案のとおり回答とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

《挙手全員》

**会長** それでは挙手全員ですので、回答案のとおり回答することに決めました。皆様のご協力により、滞りなく審議を進めることができました。ここで進行を事務局に戻します。

《審議終了》

8 閉会